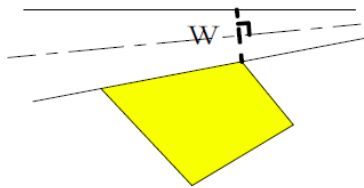


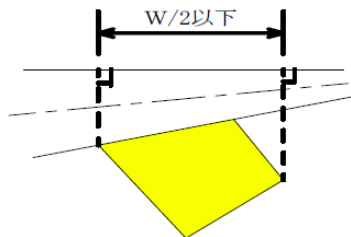
## 道路斜線天空率算定のポイント

法第56条第7項、令第135条の5

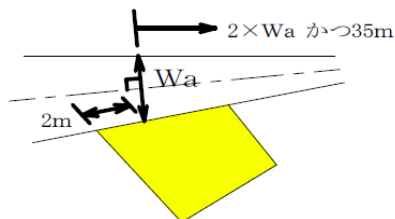
1. 前面道路の反対側の境界線上に算定点を配置します。
2. 道路中心線の屈曲角度が $120^\circ$  以下の場合、2の道路として扱います。
3. 後退距離(令第135条の6第1項第2号)は、それぞれの道路の最短距離で算定します。
4. 行止り道路の後退距離は、道路との最小距離(1か所) となります。
5. 算定点の配置間隔は、前面道路と接する部分の最小幅員 $W$ (下図参照) の $1/2$  以下となります。



6. 算定位置は、前面道路の反対側の境界線上と垂直に交わる点(下図参照) で $W/2$ 以下の間隔で均等に配置します。



7. 敷地内に道路斜線勾配が異なる地域等がある場合、エリアを分け検討します。
8. 敷地内に高低差がある場合、エリア分けは行いません。
9. 2以上の前面道路があり2 A または3.5 mを超える部分が発生する場合(令第135条の9第3項)又は道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合(同条第4項)の規定は、適用しない場合に有利側となる恐れがあることから、必ず適用しなければなりません。
10. 下図のように幅員が一定でない道路についても、2以上の前面道路がある場合(令第135条の9第3項)の規定を適用します。



11. 天空率の算定対象は令第2条第1号に規定する「建築物」であり、看板等の工作物は含みません（下表参照）。

該当物	天空率の取扱い	種別
門、塀または棟飾り等の屋上突出物	算定対象	建築物
手摺（格子状）、フェンス	算定対象	建築物
建築設備（外部設置のキュービクル、ポンプ、高架水槽等）	算定対象	建築設備
樋、煙突、分電盤	算定対象	建築設備
避雷針、アンテナ	行政取扱いによる	建築設備
工作物扱いの車庫	対象外	工作物
工作物扱いの広告塔、装飾塔	対象外	工作物
アーチ、ゴミ置き場の側壁	対象外	工作物

（平成23年3月16日）  
（平成29年5月9日改正）

「基準総則・集団規定の適用事例」（編集：日本建築行政会議）質疑回答（案）